

セカンド・サロン えるだー 重要事項説明書別添料金表

加算等料金表(1割負担の方)

介護度別ご利用料金

1. ご契約者の 要介護度とサー ビス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	104,230円	153,180円	222,830円	245,930円	271,170円
2. サービス利用 に係る自己負 担額(1割負担)	10,423円	15,318円	22,283円	24,593円	27,117円

加算

☆初期加算

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

1. 加算対象サービスとサービス料金	初期加算 (30日まで) 300円 (1日あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	270円 (1日あたり)
3. サービス利用に係る自己負担額	30円 (1日あたり)

☆認知症加算

認知症加算(Ⅰ):日常生活に支障を来す恐れのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)

1. 加算対象サービスとサービス料金	認知症加算Ⅰ 8,000円 (1ヶ月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	7,200円 (1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係る自己負担額	800円 (1ヶ月あたり)

認知症加算(Ⅱ):要介護2に核当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)

1. 加算対象サービスとサービス料金	認知症加算Ⅱ 5,000円 (1ヶ月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	4,500円 (1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係る自己負担額	500円 (1ヶ月あたり)

☆サービス提供体制強化加算

サービス提供強化加算(Ⅱ)

- ①すべての(人員基準に規定する)従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修(外部に置く研修を含む)を実施又は実施予定
- ②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導目的の会議を定期的で開催
- ③介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上

1. 加算対象サービスとサービス料金	サービス提供体制強化加算Ⅱ 6,400円 (1ヶ月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	5,760円 (1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係る自己負担額	640円 (1ヶ月あたり)

☆総合マネジメント加算

日頃から主治医や看護師、他職種との連携が図れる等積極的な体制整備を図る事業所について評価する。

1. 加算対象サービスとサービス料金	総合マネジメント体制強化加算
	10,000円 (1ヶ月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	9,000円 (1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係わる自己負担額	1,000円 (1ヶ月あたり)

☆訪問体制強化加算

訪問を担当する従業者を一定程度配置し、全利用者を対象に1月当たり延べ訪問回数200回以上の事業所について評価される。

1. 加算対象サービスとサービス料金	訪問体制強化加算
	10,000円 (1ヶ月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	9,000円 (1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係わる自己負担額	1,000円 (1ヶ月あたり)

☆生活機能向上連携加算

訪問リハビリテーションを実施している事業所と連携し、助言を受けた上で生活機能向上を目的としたプランを作成する場合、サービス提供初月のみに評価される。

1. 加算対象サービスとサービス料金	生活機能向上連携加算
	1,000円 (1ヶ月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	900円 (1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係わる自己負担額	100円 (1ヶ月あたり)※初月のみ

☆看護師配置加算 I

常勤専従の看護師を1名以上配置している場合に加算される。

1. 加算対象サービスとサービス料金	看護師配置加算
	9,000円 (1ヶ月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	8,100円 (1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係わる自己負担額	900円 (1ヶ月あたり)

☆出雲市独自加算

加算Ⅱ：認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者に対してサービス提供を行っている。
※既存の認知症加算の対象者は除きます。

1. 加算対象サービスとサービス料金	加算Ⅱ	
		2,000円
2. うち、出雲市から給付される金額	1,800円	(1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係わる自己負担額	200円	(1ヶ月あたり)

加算Ⅳ：独居の利用者に対してサービス提供を行っている。
※小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に居住する利用者は対象となりません。
※宿泊サービスの利用日数が15日以上である月については対象となりません。

1. 加算対象サービスとサービス料金	加算Ⅳ	
		2,000円
2. うち、出雲市から給付される金額	1,800円	(1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係わる自己負担額	200円	(1ヶ月あたり)

加算Ⅴ：1月に60回以上の訪問サービスを提供する利用者を受け入れている。
※利用がひと月に満たない場合は、週14回または一日2回を基準とします。

1. 加算対象サービスとサービス料金	加算Ⅴ	
		2,000円
2. うち、出雲市から給付される金額	1,800円	(1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係わる自己負担額	200円	(1ヶ月あたり)

加算Ⅵ：6か月以上契約している利用者の介護度が下がった場合、次回の認定更新まで算定出来る。

1. 加算対象サービスとサービス料金	加算Ⅲ	
		2,000円
2. うち、出雲市から給付される金額	1,800円	(1ヶ月あたり)
3. サービス利用に係わる自己負担額	200円	(1ヶ月あたり)

☆介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護保険分利用料の総計(処遇改善加算等は除く)から10.2%をかけた金額が対象金額となります。※介護度やご本人の状態により異なります。

☆介護職員特定処遇改善加算Ⅰ

介護保険分利用料の総計(処遇改善加算等は除く)から1.5%をかけた金額が対象金額となります。※介護度やご本人の状態により異なります。

☆介護職員等ベースアップ等支援加算

介護保険分利用料の総計(処遇改善加算等は除く)から1.7%をかけた金額が対象金額となります。※介護度やご本人の状態により異なります。